B　①株式会社アイワ自動車工業　②第３種旅行業　③佐賀県知事登録旅行業第３―58号　④株式会社アイワ自動車工業　佐賀県鳥栖市今泉町2239番地１　代表取締役　河野隆　⑤本社営業所　佐賀県鳥栖市今泉町2239番地１　⑥平成17年２月24日　⑧平成25年12月３日　⑩300万円　⑪佐賀県知事　⑫佐賀県鳥栖市今泉町2239番地１　株式会社アイワ自動車工業　代表取締役　河野隆

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年１月 14 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①とよの観光　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２―856号　④川鍋初江　春日部市銚子口627番地　⑤本社営業所　春日部市銚子口627番地　⑥平成12年５月29日　⑦平成25年11月30日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①MXworld株式会社　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―556号　④MXworld株式会社　静岡市葵区人宿町一丁目６番地の７　代表取締役　山本明香　⑤本社営業所　静岡市葵区人宿町一丁目６番地の７　⑥平成20年10月10日　⑦平成25年10月10日　⑧60万円　⑨300万円

A　①梶川旅行社　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―349号　④梶川瓔一　篠山市栗柄917番地１　⑤本社営業所　篠山市味間新46―５　⑥平成５年２月18日　⑦平成25年10月25日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社ハマエンタープライズ　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―475号　④株式会社ハマエンタープライズ　尼崎市潮江一丁目７番１―1001号　代表取締役　濱中和貴　⑤本社営業所　尼崎市潮江一丁目７番１―1001号　⑥平成11年４月12日　⑦平成25年７月26日　⑧60万円　⑨300万円

A　①小松島市（小松島市運輸部）　②第３種旅行業　③徳島県知事登録旅行業第３―51号　④小松島市　小松島市小松島町字新港29番地　小松島市長　濱田保徳　⑤本社営業所　小松島市小松島町字新港29番地　⑥昭和49年９月13日　⑦平成25年９月12日　⑧60万円　⑨300万円

A　①八坂観光　②第２種旅行業　③岩手県知事登録旅行業第２―97号　④鎌田政男　花巻市北湯口第12地割147番地１　⑤本社営業所　花巻市北湯口第12地割147番地１　⑥昭和61年10月２日　⑦平成25年12月５日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①万葉ツーリストサービス株式会社　②第３種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第３―84号　④万葉ツーリストサービス株式会社　桜井市大字河西725番地の26　代表取締役　仲西基美　⑤本社営業所　桜井市大字河西725番地の26　⑥昭和61年12月11日　⑦平成25年12月11日　⑧60万円　⑨300万円

B　①株式会社静岡航空サービス　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1684号　④株式会社静岡航空サービス　藤枝市横内564番地の１　代表取締役　富田頼久　⑤本社営業所　藤枝市横内564番地の１　⑥平成２年１月22日　⑦平成25年11月15日　静岡県知事登録旅行業第２―617号　⑧1180万円　⑨7000万円

以上８件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①株式会社リソー教育　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―5992号　④株式会社リソー教育　東京都豊島区目白三丁目１番40号　代表取締役　岩佐実次　⑤高田馬場営業所　東京都新宿区高田馬場四丁目９番12号　⑥平成20年１月22日　⑦平成25年11月22日　⑧220万円　⑨1100万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 26 年１月 14 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平25全保7787	兼六建設株式会社	国土交通大臣(2)7396	代表取締役 橋本和雄	石川県金沢市松島２丁目20	1500万円
平25全保7788	株式会社アールアンドエープランニングボックス	北海道知事(後志３)283	代表取締役 坪川和雄	北海道小樽市桜町４丁目５―16	1000万円
平25全保7789	株式会社榎木工務店	北海道知事(石狩６)5012	代表取締役 榎木実	北海道札幌市西区発寒11条３丁目６―41	〃
平25全保7790	株式会社コスモ二十四	北海道知事(石狩６)5119	代表取締役 田仲鼎	北海道札幌市西区山の手３条６丁目１―３	〃